

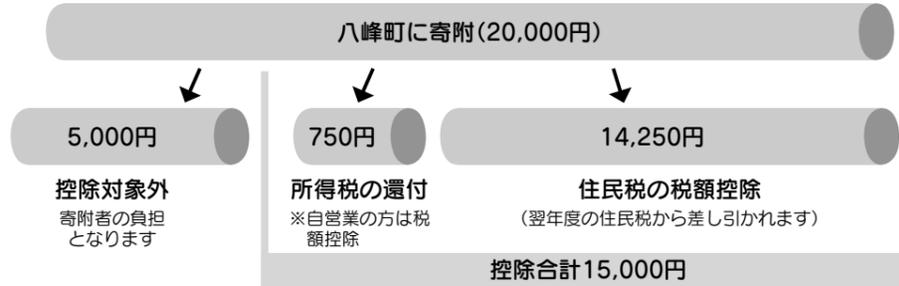
税額控除とは

地方公共団体へ5,000円を超える寄附をした場合に、5,000円を超える額を、住民税や所得税から控除(差し引く)されます。

税金の控除を受けるためには、最寄の税務署または住所地の市区町村への申告が必要です。また、控除には住民税に応じて上限があります。

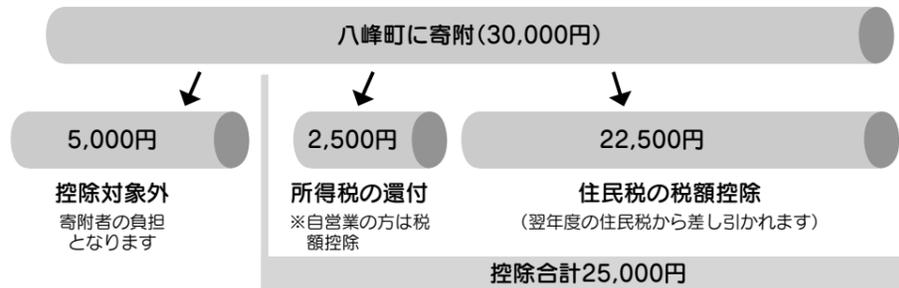
例1

個人住民税所得割が150,000円の方が、八峰町に20,000円寄附した場合。



例2

個人住民税所得割が250,000円の方が、八峰町に30,000円寄附した場合。



「ふるさと八峰応援基金(仮称)」の使いみち ※6月議会定例会に基金条例を上程します。

いただいた寄附金は、次の3つの目的に沿って有効に活用します。

- これがおらほの自慢 地域の伝統や文化の継承に向けて
- ふるさとの父・母・親戚へ笑顔があふれるやすらぎのまち
- 海と山と人とが元気に 豊かな自然と共生するまち

ふるさと納税制度がスタート

ふるさと八峰を応援していただく「はっほうサポーター」を募集しています

問合せ先:八峰町企画財政課TEL77-2111

「ふるさと納税制度」が、平成20年からスタートしました。町では、八峰町の未来を寄附金として応援いただける方を募集しています。

お寄せいただいた寄附金は、「ふるさと八峰応援基金(仮称)」として積み立て、あらかじめ決められた事業を行うときにその財源として大切に活用します。また、毎年度の寄附の状況や基金の運用状況などは、広報紙や町のホームページなどで公表してまいりますので、町外に在住のご親戚などへも、ぜひ、呼びかけてくださいますようお願いいたします。なお、八峰町民の方が八峰町に寄附した場合もふるさと納税制度の対象となります。

ふるさと八峰の未来をぜひ応援してください。

ふるさと納税制度とは

ふるさと納税制度とは出身地などの地方公共団体を応援する制度です。

一般的にふるさと納税と呼ばれていますが、直接ふるさとに納税するのではなく、ふるさとなどの地方公共団体に寄附をした場合に、その一部が個人住民税・所得税から控除される(税金が安くなる)制度で、結果として、その控除された部分をふるさとに納税したのと同じ効果が生じるというものです。

STEP 1



STEP 2

